

山梨県自転車小売業者登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(令和2年山梨県条例第4号。以下「条例」という。)及び「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則」(令和2年山梨県規則第3号。以下「規則」という。)に規定する自転車小売業者の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 自転車小売業者の登録制度は、条例の目的である「歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現」を図るため、自転車を購入しようとする者の自転車の安全で適正な利用を促進することを趣旨とする。

(登録基準及び要件)

第3条 登録基準及び要件は、別表のとおりとする。

(申請手続等)

- 第4条 登録を受けようとする自転車小売業者は、「山梨県自転車小売業者登録申請書」(様式1)(以下「申請書」という。)に、登録基準並びに要件を満たしていることがわかる資料を添付し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、また、必要に応じて現地調査を行う。
 - 3 知事は、前項の審査等の結果、必要に応じて申請内容の修正を求めることができる。
 - 4 知事は、申請が前条に規定するすべての基準及び要件に適合すると認めるときは、登録するものとする。
 - 5 知事は、前項の規定により登録したときは、当該申請者に対し登録証を交付するとともに、当該登録事業者の情報をホームページ等を通じて公表するものとする。
 - 6 知事は、第2項及び第3項の審査等の結果、登録しないことを決定したときは、当該申請者に対し、文書でその旨を通知するものとする。

(有効期間及び更新)

- 第5条 登録の有効期間は、登録した日から3年とする。
- 2 登録事業者は、引き続き登録を受けようとするときには、登録の有効期間満了日の2箇月前から1箇月前までの間に「山梨県自転車小売業者登録更新申請書」(様式2)及び第3条に規定する基準及び要件を満たすことがわかる資料を添付し、知事に提出するものとする。
 - 3 前条までの規定は、有効期間の更新について準用する。

(登録内容の変更)

第6条 登録事業者は、その登録内容に変更が生じたときは、「山梨県自転車小売業者登録内容変更申請書」(様式3)に、必要に応じて変更後も第3条に規定する基準及び要件を満たすことがわかる資

料を添付し、知事に提出するものとする。

(登録の辞退)

第7条 登録事業者が、登録の辞退をしようとするときは、「山梨県自転車小売業者登録辞退届」(様式4)を知事に提出するものとする。

(登録の抹消)

第8条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する基準及び要件を満たさなくなつたと認められる場合
- (2) 第4条から第6条までに規定する申請内容に偽りがあつた場合
- (3) 前条に定める辞退の届け出があつた場合
- (4) その他知事が登録の抹消を適当と認める場合

2 知事は、前項により登録を抹消したときは、当該自転車小売業者に対して文書でその旨を通知し、登録証を返還させるものとする。

(表示の制限)

第9条 登録を受けていない自転車小売業者は、登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(事務の所管)

第10条 この要領に関する事務は、山梨県県民生活部交通政策課において行う。

(補則)

第11条 この要領に規定するもののほか、山梨県自転車小売業者登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。